

亀山市告示第 88 号

亀山市職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱及び亀山市職員等公益通報の処理に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和元年 11 月 28 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱及び亀山市職員等公益通報の処理に関する要綱を廃止する告示

亀山市職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱（平成 20 年亀山市告示第 111 号）及び亀山市職員等公益通報の処理に関する要綱（平成 20 年亀山市告示第 112 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。